

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により公表いたします。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率を公表する制度を設け、その比率の状況に応じて、地方公共団体が計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。

健全化判断比率

(単位：％)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	4.5	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

＊実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない場合は、「—」と記載。

資金不足比率

(単位：％)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
白子町ガス事業特別会計	—	20.0

＊資金不足比率が算定されない場合は、「—」と記載。

●健全化判断比率とは

①実質赤字比率

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費などの標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

この4つの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図っていくことになります。

●資金不足比率とは

各公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。この比率が経営健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図っていくことになります。